

兵庫県公報

令和元年8月23日 金曜日 第34号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	3
○ 同上（同）	3
公 告	
○ 入札公告（管理課）	4

告 示

兵庫県告示第324号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町本郷字松葉ガ坂397の24、397の26、397の30、397の31、397の41、399、400、字畑ケ中402の1から402の7まで、403
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松葉ガ坂397の24・399・字畑ケ中402の7・403（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第325号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所  
神戸市北区大沢町神付字神付坂辻1002

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第326号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 加 入 区 |                                                  | 同意成立年月日   |
|-------|--------------------------------------------------|-----------|
| 区 域 名 | 区 分                                              |           |
| 林崎区域  | のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業 | 令和元年7月26日 |
| 林崎区域  | のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業 | 同 上       |



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年8月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年8月23日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                |    |                 |               |    |
|--------------|------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宍粟香寺線  | 姫路市香寺町相坂字実吉谷863番から<br>同 市香寺町相坂字塩田前249番まで | 旧  | 4.0から<br>22.0まで | 192.0         |    |
|              |                                          | 新  | 4.0から<br>18.0まで | 192.0         |    |



兵庫県告示第328号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名  | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名  | 小 字 名            | 地 番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------|-------|-------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 丹 東（2） | 赤 穂 郡 | 上 郡 町 | 山 野 里 | 丹 栗<br><br>有 明 山 | 2035番の一部、2036番、2036番2、2044番、2045番、2055番、2056番1、2056番7、2056番8、2057番、2072番、2073番の一部、2074番の一部、2086番、2072番から2073番に至る地先の水路敷の一部<br><br>2754番1の一部、2754番2、2754番3の一部、2754番4の一部、2754番6から2754番9までの各一部、2754番11、2754番12の一部、2754番13の一部、2754番14、2754番15から2754番17までの各一部、2754番21の一部、2754番22、2754番23の一部、2754番43、2754番44の一部、2754番45、2754番46の一部、2754番47から2754番49まで、2754番51、2754番51地先の無番地、2754番52 |



兵庫県告示第329号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
令和元年8月30日（金）午前11時から正午まで
- 2 場所  
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎4階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社カネヨシ  
代表者氏名 三好政信  
事務所所在地 神戸市灘区八幡町三丁目1番12号  
免許番号 兵庫県知事（3）第10923号  
免許年月日 平成26年10月13日



兵庫県告示第330号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和元年8月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
令和元年9月3日（火）午後2時から午後3時まで
- 2 場所

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎4階会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社LiveDesign  
代表者氏名 藤田 進  
事務所所在地 神戸市中央区布引町四丁目2-6  
免許番号 兵庫県知事(2)第11523号  
免許年月日 平成29年5月9日

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年8月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
遠隔授業用機器 一式 (賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
令和元年11月1日(金)から令和5年10月31日(火)まで(48箇月)
- (4) 納入場所  
兵庫県立八鹿高等学校、兵庫県立篠山鳳鳴高等学校及び兵庫県立洲本高等学校(詳細は仕様書のとおり)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入納局管理課 担当 牛尾

電話(078)341-7711 内線4937 FAX(078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年8月23日(金)から同年9月6日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県

条例第15号) 第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和元年10月4日(金)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和元年10月3日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年8月23日(金)から同年9月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年9月6日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和元年9月27日(金)午後5時から同年10月4日(金)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年8月24日(土)から同年9月19日(木)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年8月24日(土)から同年9月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年9月6日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和元年9月27日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に契約期間48箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年10月2日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年10月18日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Complete set of machinery and tools used in distance education(lease)

(3) Lease period: November 1, 2019 - October 31, 2023

(4) Delivery location:

Hyogo prefectural Yoka senior high school, Hyogo prefectural Sasayama-homei senior high school and Hyogo prefectural Sumoto senior high school (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 6, 2019

(6) Deadline for tender:

14:00 October 4, 2019 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 3, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937